

農地中間管理事業に関する意見交換会における担い手の意見

(県央農林事務所・鹿行農林事務所管内)

1 開催月日 平成 28 年 11 月 16 日 (水)

2 担い手の意見と対応

担い手A

- ・ 農作業が非常に忙しい中、事業への協力について地主に説明して廻るのが難しい。
最適化推進委員が委嘱されれば協力してもらいたい。
- 農地利用最適化推進委員の本来の業務に、担い手への農地の利用集積が位置付けられており、その推進には、機構と連携しなければならないとされているので、連携していきたい。
- ・ うつ木（境界木）や杭などが境界にあると、畑を集約しても効率的に利用できない。
- 畑の境界は、現在、国に対してGPS等で境界の位置情報を記録する等、簡易に境界復元をする方策を要望している。

担い手B

- ・ 現状は、点在する農地の集積に止まっているが、もっと面的に集積・集約をするためには、どのようにしていけば良いのか。
- 農地が機構に集積されたら、今度は皆で話し合ってもらい集約して効率的に農地を使えるように推進していきたいので、引き続き皆さんに協力していただきたい。

担い手C

- ・ 以前は様々な補助金は転作が要件になっていたが、今後の補助金は、農地中間管理事業を利用しているかどうか要件になるのか。
- 基盤整備をする場合や畦畔除去などの農地耕作条件改善事業は、農地中間管理事業の連携地区で実施する仕組みになっている。農業機械などの経営体育成支援事業では採択ポイントの中に機構の成績がある。農林水産省全体でそういう傾向になっている。

- ・ ラジオCMは、全ての農地を借り受けてくれるように聞こえる。
- 機構では、借受基準を設けており、貸付希望のあった農地の全てを借り受けるわけではない。ラジオCMは、機構と事業の認知度向上を目的に行っているが、20秒と時間が限定されており、全てを伝えるのは難しい。
- ・ 「今年は作付したが来年はどうしよう」と考えるのは今頃（収穫後）の時期が多いので、今の時期に出しても、協力金が間に合うようにしてほしい。
- 本年度の協力金は、国の制度が変更されたため、申請時期が早められることとなった。現状では、来年度も申請時期等は変わらないが、事業開始後5年となる平成30年度に見直すこととなっている。

担い手D

- ・ 農地中間管理事業と関連事業の調整を十分とってもらいたい。
- 昨年度は、農地中間管理事業を先行して推進した経緯があったが、本年度については、事前に十分に説明し了承を得てから進めている。

担い手E

- ・ 相続未登記の農地は、納税者が主体となって貸し手になれるような方法が出来ないか。
- 相続未登記農地は農地の集積集約を阻んでいると、全国的にも問題となっている。国でも、全員の同意がなくても制度に乗せられるような方策を検討している。現在、国交省や法務省も含め、解決していこうと進めているところである。
- ・ 今から集積をしようと説明会をしているが、担い手になってくれる人がいない。担い手を助ける補助金制度を作ってくれば、もう少し増えるのではないか。
- 国では、担い手に対する支援策については、農地中間管理事業そのものが、担い手に対する支援策と考えている。地域集積協力金は出し手だけではなく、地域に支払っているので、使い方を考えてみてはどうか。

担い手F

- ・ 協力金の申請の締め切りが早められ、推進する期間が短すぎる。
- 協力金の締め切りは、国から県に支払われる交付金の算定期間が変更になったことによるもので、ご理解をいただきたい。
- ・ 使いやすい農地にするために、耕作条件の悪いところも改善するから、皆さん集積事業に協力してくれないかということではないのか。使いづらい田んぼでは誰も借りないので、耕作条件改善事業の予算の拡大をお願いしたい。
- 耕作条件改善事業については、28年度の予算はすべて配分されているが、国の補正予算で追加されているので、市町村、農林事務所に、ご相談していただきたい。